

第5号議案

件名	とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則及びとちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則の制定について
提案理由等	とちぎスポーツ医科学センターを宇都宮市に設置することに伴い、新たに規則を制定するものである。

第5号議案

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則（以下「施行規則」という。）及びとちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則（以下「開館日を定める規則」という。）の制定について

令和2（2020）年3月25日

教育委員会事務局スポーツ振興課

1 規則制定の趣旨

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例（令和元年栃木県条例第十一号。以下「条例」という。）に基づき、とちぎスポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定める。

2 規則の主な内容

- | | |
|-----------|--|
| 第2条 休館日 | 毎週火曜日及び十二月二十九日から一月三日まで |
| 第3条 利用時間 | 平日 正午から午後九時
土日及び祝日 午前九時から午後九時 |
| 第4条 許可の申請 | 利用許可申請書の提出及び利用許可書の交付 |
| 第5条 許可の変更 | 利用変更許可申請書の提出、利用変更許可書の交付及び
利用取消届出書の提出 |
| 第6条 遵守事項 | 火気使用の禁止、宣伝その他これらに類する行為、寄附
金の募集又は物品若しくは飲食物の販売の禁止、危険な
物品の持ちこみの禁止 |

（施行規則は、別紙1のとおり）

3 施行期日

令和2年4月1日から施行

4 開館日

令和2年5月6日（開館日を定める規則は、別紙2のとおり）

栃木県規則第 号

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則を次のように定める。
令和二年三月 日

栃木県知事 福田 富一

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例（令和元年栃木県条例第十一号。以下「条例」という。）に基づき、とちぎスポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は条例第十一条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

一 毎週火曜日（その日が国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日以外の日）
二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

(利用時間)

第三条 センターの利用時間は、正午（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前九時）から午後九時までとする。ただし、知事が必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

(許可の申請等)

第四条 条例第四条の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（別記様式第一号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の提出期間は、センターを利用しようとする日（以下「利用日」という。）の六月前の日の属する月の初日から利用日の七日前までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、条例第四条の許可をするときは、利用許可書（別記様式第二号）を第一項の申請者に交付するものとする。

(許可の変更等)

第五条 条例第四条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（別記様式第三号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更を許可するときは、利用変更許可書（別記様式第四号）を同項の申請者に交付するものとする。

3 利用者は、センターの利用を取り消すときは、利用取消届出書（別記様式第五号）を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第六条 条例第九条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 許可なく火気を使用しないこと。

二 許可なくセンター内において広告、宣伝その他これらに類する行為、寄附金の募集又は物品若しくは飲食物の販売を行わないこと。

三 センターの施設（附属設備及び物品を含む。以下同じ。）を損傷し、又は汚損しないこと。

四 センター内に危険な物品を持ち込まないこと。

五 その他指定管理者の指示事項に従うこと。

(職員の立入り)

第七条 指定管理者は、センターの管理のため必要があると認めるときは、現に利用されている施設に職員を立ち入らせることができる。

(破損等の報告)

第八条 センターの施設を破損し、汚損し、又は紛失した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

い。

(原状回復の報告)

第九条 条例第十条の規定により利用に係る施設を原状に回復した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、第四条第三項の利用許可書又は第五条第二項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が別に定める納期限までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第十一条 条例第十四条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書(別記様式第六号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十二条 条例第十五条ただし書の規定により知事が還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 利用者の責めによらない理由によりセンターの利用ができなくなった場合 既に納付した使用料の全額
 - 二 利用者が利用日の七日前までに第五条第一項の利用変更許可申請書又は同条第三項の利用取届出書を提出した場合 使用料の過納額全額
- 2 条例第十五条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別紙2

栃木県規則第 号

とちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則を次のように定める。

令和二年三月 日

栃木県知事 福 田 富 一

とちぎスポーツ医科学センターの開館日を定める規則

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例（令和元年栃木県条例第十一号）附則第二項の規則で定める日は、令和二年五月六日とする。

（スポーツ振興課）